

## 第 5 0 号議案

### 亀岡市立小・中・義務教育学校情報通信ネットワーク 環境施設整備委託契約の締結について

亀岡市立小・中・義務教育学校情報通信ネットワーク環境施設整備について、下記のとおり委託契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 亀岡市立小・中・義務教育学校情報通信ネットワーク環境施設整備                           |
| 2 | 契約の方法  | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約                  |
| 3 | 契約金額   | 金 2 4 7 , 5 0 1 , 0 0 1 円                                |
| 4 | 契約の相手方 | 京都府京都市南区上鳥羽菅田町 5 番地<br>株式会社 コトネットエンジニアリング<br>代表取締役 外 内 孝 |



## 業務委託仮契約書

- 1 業務名 亀岡市立小・中・義務教育学校情報通信ネットワーク  
環境施設整備委託
- 2 業務場所 亀岡市立小・中・義務教育学校
- 3 業務委託料 金 247,501,001 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 22,500,091 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。  
なお、上記記載の消費税及び地方消費税の額は、この契約成立日の税率により計算したものであり、消費税法及び地方税法及び関係法令の改正に伴い、この契約においても消費税及び地方消費税の増額が必要となった場合には、発注者は受注者の請求により、その増額分を含めて受注者に支払うものとする。
- 4 履行期間 着手 議会の議決のあった日  
完了 令和3年3月31日
- 5 契約保証金 金 24,750,110 円

第1条（総則）から第25条（契約保証金）まで 省略  
（仮契約の条項）

第26条 この契約書は、発注者がこの契約について、亀岡市議会の議決を得たときに本契約書として効力を発生するものである。

この契約を証するため本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 9 月 17 日

発注者

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 桂川孝裕 薩

受注者

住所 京都府京都市南区上鳥羽菅田町5番地

商号又は名称 株式会社コトネットエンジニアリング

代表者名 代表取締役 外内孝 印

## 業務委託契約締結議案明細書（予定）

契約の目的	亀岡市立小・中・義務教育学校情報通信ネットワーク環境施設整備
契約の方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
契約金額	金247,501,001円
契約の相手方	株式会社コトネットエンジニアリング 京都府京都市南区上鳥羽菅田町5番地 代表取締役 外内 孝
業務場所	亀岡市立小・中・義務教育学校（25校）
履行期間	着手 議会の議決のあった日 完了 令和3年3月31日
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) LANケーブル配線</li> <li>(2) 無線アクセスポイント（無線AP）、スイッチ等各種機器の調達及び設置</li> <li>(3) タブレット端末保管庫の調達、設置及び設定</li> <li>(4) 無線AP管理システム導入業務</li> <li>(5) 無線LAN認証システム導入業務</li> </ol>